

年 月 日

（あて先）玉村町長

申請者 住所又は居所

氏名

印

電話番号

メール

設 立 認 証 申 請 書

下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第10条第1項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

注1 「3 主たる事務所の所在地」及び「4 その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。また、ビル等に所在する場合は、その建物の名称及び所在階数まで記載すること。

2 申請書には次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 定款（2部）
- (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（2部）
- (3) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（1部）
- (4) 各役員の住所又は居所を証する書面（1部）
- (5) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（1部）
- (6) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（1部）
- (7) 設立趣旨書（2部）
- (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（1部）
- (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部）
- (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）（2部）

年 月 日

（あて先）玉村町長

申請者若しくは代表者の住所若しくは居所
又は特定非営利活動法人の所在地
特定非営利活動法人の名称
申請者又は代表者名 印
電話番号
メール

補 正 書

年 月 日に申請した〔 補正する書類の種類 〕について
不備がありましたので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

〔 第10条第3項
第25条第5項において準用する法第10条第3項
第34条第5項において準用する法第10条第3項 〕 の規定により、下記とおり
補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

2 補正の理由

注1 〔 補正する書類の種類 〕には、申請書の場合は、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する定款」等）を記載すること。

2 「1 補正の内容」には、補正する箇所について、補正後と申請段階での記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。

3 補正書には、補正後の書類を添付すること。ただし、以下の書類について補正を行う場合は、補正後の書類各2部を添付すること。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
- (3) 設立趣旨書又は合併趣旨書
- (4) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の事業計画書
- (5) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の活動予算書
- (6) 法第26条第2項の規定により添付する事業報告書等

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号
メール

印

設 立 登 記 完 了 届 出 書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

注 この届出書には、次の書類を添付すること。

- （1） 登記事項証明書2部（このうち1部は写しとすること。）
- （2） 財産目録2部

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地
 特定非営利活動法人の名称
 代表者氏名
 電話番号
 メール

印

役員変更等届出書

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第23条
 第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条
 第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条

の規定

により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日 変更事項	役職名	氏名	住所又は居所

- 注1 「変更事項」欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 2 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 3 改姓又は改名の場合には、「氏名」欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 4 「住所又は居所」欄には、住所又は居所を証する書面により証された事項を記載すること。
- 5 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、以下の書類を添付すること。
- (1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面
- 6 変更後の役員名簿については、2部（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が届け出る場合は、1部）を添付すること。
- 7 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に届け出る場合には、届出先の団体が定めるところによること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

電話番号

メール

定 款 変 更 認 証 申 請 書

下記のとおり定款を変更することについて特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

- 注1 「1 変更の内容」には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- 2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部）、変更後の定款（2部）並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（2部）を添付すること。
- 3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか以下の書類を添付すること。
- (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（2部）

- (2) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（1部）
 - (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）（2部）
- 4 法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、注2及び3に掲げる書類のほか、以下の書類を添付すること。
- (1) 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（仮認定特定非営利活動法人は除く。）、同項第2号に規定する認定又は仮認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
 - (2) 認定又は仮認定の通知書の写し
 - (3) 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し
 - ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 - ② 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
 - イ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - ロ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - ハ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - (甲) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - (乙) 役員等との取引
 - ニ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - ホ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - ヘ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - ト 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が二百万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日
 - ③ 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
 - (4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項及び第4項に規定する以下の書類の写し
 - ① 助成金の支給の実績を記載した書類
 - ② 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のものを除く。）を行う場合で、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（事前の作成が困難な場合はその実施日）を記載した書類

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

メール

印

定 款 変 更 届 出 書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第25条第6項
第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第6項
第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第6項

の

規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

注1 「1 変更の内容」には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。

2 この届出書には、議事録の謄本1部及び変更後の定款2部（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が届け出る場合は、1部）を添付すること。

3 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に届け出る場合には、届出先の団体が定めるところによること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号
メール

印

定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第25条第7項

第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第7項

第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第7項

の

規定により、登記事項証明書及び変更後の定款（法第25条第3項の規定による認証を受けた場合に
限る。）を添えて提出します。

記

注1 この提出書には、登記事項証明書2部（このうち1部は写しとすること。）及び変更後の定款2部（法第52
条第1項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が提出する場合は、
各1部）を添付すること。

2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法
第52条第1項の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによ
ること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

電話番号

メール

事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）
の事業報告書等について、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第29条

第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第29条

第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第29条

の

規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

注1 この提出書には、上記の提出書類各2部（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が提出する場合は、各1部）を添付すること。

2 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は、脚注においてその旨を記載する。

3 5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。

4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

申請者 住所又は居所

氏名

印

電話番号

メール

事業報告書等の閲覧（謄写）請求書

下記の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第30条の規定に基づく文書の閲覧（謄写）を請求します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 閲覧（謄写）を請求する文書の別（事業報告書等、役員名簿、定款等）
- 3 閲覧・謄写の別

注1 法第30条に基づく閲覧又は謄写を請求できる文書は、過去三年間に提出を受けたものに限る。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号
メール

印

解 散 認 定 申 請 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

注 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号
メール

印

解 散 届 出 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第①号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

1 解散の理由

2 残余財産の処分方法

- 注1 ①の部分には、解散事由の区分に応じ、「1」、「2」、「4」又は「6」を記入すること。
2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏 名
電 話 番 号
メ ー ル

印

清算人就任届出書

下記のとおり解散に係る清算中に清算人が就任したので、届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名
- 2 清算人の住所又は居所
- 3 清算人が就任した年月日

注 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏 名 印
電 話 番 号
メ ー ル

残 余 財 産 譲 渡 認 証 申 請 書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 譲渡すべき残余財産

2 残余財産の譲渡を受ける者

注 「2 残余財産の譲渡を受ける者」には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、譲渡を受ける者ごとに譲渡する財産を記載すること。

年 月 日

（あて先）玉村町長

清算人 住所又は居所
氏 名
電 話 番 号
メ ー ル

印

清算終了届出書

解散に係る清算が終了したので、届け出ます。

記

注 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

（あて先）玉村町長

合併しようとする特定非営利活動法人（甲）

法人の所在地
法人の名称
法人の代表者氏名
法人の電話番号
法人のメール

印

合併しようとする特定非営利活動法人（乙）

法人の所在地
法人の名称
法人の代表者氏名
法人の電話番号
法人のメール

印

合併認証申請書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第34条第5項において準用する法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

注1 の部分には、合併の態様に応じて「合併後存続する」又は「合併によって設立する」を記入すること。

2 「3 主たる事務所の所在地」及び「4 その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。また、ビル等に所在する場合は、その建物の名称及び所在階数まで記載すること。

3 申請書には次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 合併の議決をした各法人の社員総会の議事録の謄本（1部）
- (2) 定款（2部）
- (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（2部）
- (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（1部）
- (5) 各役員の住所又は居所を証する書面（1部）
- (6) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（1部）
- (7) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（1部）
- (8) 合併趣旨書（2部）
- (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部）
- (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）（2部）

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

メール

印

合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項及び第14条の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

注 この届出書には、次の書類を添付すること。

- (1) 登記事項証明書2部（このうち1部は写しとすること。）
- (2) 合併の時の財産目録2部

（表）

写 真	第 号
	特定非営利活動法人検査員証
	所属
	氏名
上記の者は、特定非営利活動促進法第41条第1項の規定により、検査を行うものであることを証明する。	
年 月 日交付	
玉村町長 印	

（裏）

この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第3項（同法第64条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職権を行う者である。

○ 特定非営利活動促進法抜粋
（報告及び検査）

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。